

第5節 音 楽

1 改訂の趣旨及び要点

感性を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさを見いだしたりすることができるよう、内容の改善を図る。また、音や音楽と自分との関わりを築いていけるよう、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての理解を深める学習の充実を図ることとされている。

2 目標及び内容

(1) 目 標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- ② 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- ③ 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

ア 教科の目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「(1)知識及び技能」、「(2)思考力、判断力、表現力等」、「(3)学びに向かう力、人間性等」について示された。また、資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにする必要があることが示された。このことによって、生徒が教科としての音楽を学ぶ意味が一層明確にされた。

従前同様、表現及び鑑賞の幅広い活動を通して学習が行われることを前提とし、音楽的な見方・考え方を働かせた学習活動によって、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指す。その上で、育成を目指す資質・能力として(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関することを示すことによって構成されている。

イ 学年の目標の改善

教科の目標の構造と合わせ、「(1)知識及び技能」、「(2)思考力、判断力、表現力等」、「(3)学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理された。

「知識及び技能」の習得に関する目標において、「知識」に関することには、第2学年及び第3学年に背景を加えて示されている。「技能」に関することは、第1

学年と第2学年及び第3学年において同様に示されている。これは、第1学年と第2学年及び第3学年で求めている音楽表現の技能に関する目標の趣旨が同じであることを意味している。

「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標において、表現領域に関することには、第2学年及び第3学年に「曲にふさわしい」を加えて示されている。鑑賞領域に関することは、第1学年で示している「自分なりに」を、第2学年及び第3学年では示されていない。

「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標は、教科の目標の(3)を踏まえ、主体的・協働的に学習に取り組むこと、音楽活動の楽しさを体験することを通して音楽文化に親しむこと、音楽によって生活を明るく豊かなものにしていく態度を養うことが示され、第2学年及び第3学年には音楽に親しんでいく態度が加えられている。

(2) 内 容

ア 内容構成の改善

「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成され、従前、「A表現」（「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野）、「B鑑賞」において、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示された。

イ 学習内容の改善・充実

「A表現」の指導内容は、次の五つの観点から捉えられる。

- (ア) 音楽の素材としての音
- (イ) 音楽の構造
- (ウ) 音楽によって喚起されるイメージや感情
- (エ) 音楽の表現における技能
- (オ) 音楽の背景となる文化や歴史など

これらの指導内容を具体化するために、「歌唱」、「器楽」、「創作」の分野ごとに次のように事項が示されている。

歌唱のアは「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力として、歌唱表現の創意工夫について、イは「知識」に関する資質・能力として、曲想と音楽の構造などとの関わりの理解、声の音色や響きなどと曲種に応じた発声との関わりの理解について、ウは「技能」に関する資質・能力として、創意工夫を生かした歌唱表現に必要な発声などの技能、他者と合わせて歌う技能などについて示されている。

器楽のアは「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力として、器楽表現の創意工夫について、イは「知識」に関する資質・能力として、曲想と音楽の構造などとの関わりの理解、楽器の音色や響きと奏法との関わりの理解について、ウは「技能」に関する資質・能力として、創意工夫を生かした器楽表現に必要な奏法などの技能、他者と合わせて演奏する技能などについて示されている。

創作のアは「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力として、創作表現

の創意工夫について、イは「知識」に関する資質・能力として、表したいイメージと関わらせた、音のつながり方などの特徴の理解、音素材の特徴及び音の重なり方や反復などの構成上の特徴の理解について、ウは「技能」に関する資質・能力として、創意工夫を生かした創作表現に必要な、音の選択や組合せなどの技能などについて示されている。

「B鑑賞」の指導内容は、次の五つの観点から捉えられる。

- (ア) 音楽の素材としての音
- (イ) 音楽の構造
- (ウ) 音楽によって喚起されるイメージや感情
- (エ) 音楽の鑑賞における批評
- (オ) 音楽の背景となる文化や歴史など

これらの指導内容を具体化するために、次のように事項が示されている。

アは「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力として、曲や演奏に対する評価とその根拠、生活や社会における音楽の意味や役割、音楽表現の共通性や固有性などを考え、音楽のよさや美しさを味わうことについて、イは「知識」に関する資質・能力として、曲想と音楽の構造との関わりを理解、音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わりを理解、音楽の多様性の理解などについて示されている。

〔共通事項〕は、従前同様、歌唱、器楽、創作、鑑賞の学習を支えるものとして位置付けられる。指導内容は、次の三つの観点から捉えられる。

- (ア) 音楽の構造の原理
- (イ) 知覚と感受の関わり
- (ウ) 音楽を共有する方法として用語や記号など

これらの指導内容を具体化するために、次のように〔共通事項〕を示している。

アは、「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力として、音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることを、イは、「知識」に関する資質・能力として、音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解することが示されている。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

イ 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ

及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

ウ 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにするとともに、必要に応じて、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

オ 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

カ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道德科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道德の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

(7) 音楽活動を通して、それぞれの教材等に応じ、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせるなどして、生徒が音や音楽と生活や社会との関わりを実感できるよう指導を工夫すること。なお、適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めることができるよう指導を工夫すること。

指導に当たっては、自然音や環境音を意識して聴き、心地よさや不快な感じ、静寂や騒々しさといった生活の様々な場面での音環境を考えるなどの場面を必要に応じて位置付け、音環境への関心が高められるように配慮することが大切である。

(イ) 音楽によって喚起された自己のイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽に対する評価などを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

(ウ) 知覚したことと感受したこととの関わりを基に音楽の特徴を捉えたり、思考、判断の過程や結果を表したり、それらについて他者と共有、共感したりする際には、適宜、体を動かす活動も取り入れるようにすること。

体を動かす活動には、従前示していた「指揮などの身体的表現活動」も含まれる「指揮など」とは、指揮、舞踊、形式にとらわれない自由な身体的表現などのことである。指導に当たっては、体を動かすこと自体をねらいとするのではなく、音や音楽、言葉などで表すことと組み合わせながら、目的に応じて、効果的に取り入れることができるよう工夫することが大切である。

(エ) 生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。

指導に当たっては、操作することが活動の目的にならないようにし、指導のねらいを明確にして、教師も生徒も、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるようにすることが大切である。

- (f) 生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、生徒や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

生徒が音楽科の学習内容と学校内外の音楽活動とのつながりを意識できるようにするためには、授業での学びが音楽科の授業以外の場面で生かされた場面を想起したり生かせそうな場面を具体的に想像したり、音楽科の授業以外の音楽活動の経験が授業にどのように生きていたのかについて振り返ったりするなどの活動を、適宜取り入れるなどの工夫が必要である。

- (g) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。

また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。

指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それを創作した著作者がいることや著作物であること、この著作物が知的財産であること、その知的財産を教材として活用することで表現や鑑賞の幅広い活動が行えることなどを生徒が意識できるようにし、必要に応じて音楽に関する知的財産権に触れることが大切である。

イ 各学年の「A表現」の(1)の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

- (7) 歌唱教材は、次に示すものを取り扱うこと。

- a 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるもの。

この配慮事項では、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるものを新たに示している。これは、教科の目標に新たに示した「生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力」を育成する上で、大切な観点である。

- b 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、生徒や学校、地域の実態を考慮して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取れるもの。なお、これらを取り扱う際は、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

従前示していた「声の特徴」に加え、歌い方の特徴を新たに示した。生徒が実際に歌う体験を通して、伝統的な声や歌い方の特徴を感じ取ることができるよう、生徒や学校、地域の実態を十分に考慮して適切な教材を選択することが重要である。指導に当たっては、例えば、声の音色や装飾的な節回しなどの旋律の特徴に焦点を当てて、比較して聴いたり実際に声を出したりして、これら

の特徴を生徒一人一人が感じ取り、伝統的な歌唱における声や歌い方の特徴に興味・関心をもつことができるように工夫することが大切である。またそのことによって、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫することが大切である。

- c 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの。なお、各学年において、以下の共通教材の中から1曲以上を含めること。

| | | |
|---------|--------|--------|
| 「赤とんぼ」 | 三木露風作詞 | 山田耕筰作曲 |
| 「荒城の月」 | 土井晩翠作詞 | 滝廉太郎作曲 |
| 「早春賦」 | 吉丸一昌作詞 | 中田 章作曲 |
| 「夏の思い出」 | 江間章子作詞 | 中田喜直作曲 |
| 「花」 | 武島羽衣作詞 | 滝廉太郎作曲 |
| 「花の街」 | 江間章子作詞 | 團伊玖磨作曲 |
| 「浜辺の歌」 | 林 古溪作詞 | 成田為三作曲 |

- (イ) 変声期及び変声前後の声の変化について気付かせ、変声期の生徒を含む全ての生徒の心理的な面についても配慮するとともに、変声期の生徒については適切な声域と音量によって歌わせるようにすること。

従前は、主に変声期の生徒に対する配慮について示していたが、今回の改訂では、変声前後の生徒に対する配慮も含めて示し、より丁寧な指導を求めている。

- (ウ) 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

ウ 各学年の「A表現」の(2)の器楽の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

- (ア) 器楽教材は、次に示すものを取り扱うこと。

- a 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切で、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れたりできるもの。

イの(ア)のaで示している歌唱教材の選択に関する配慮事項と同様に、生活や社会において音楽が果たしている役割が感じ取れるものを新たに示している。

- b 生徒や学校、地域の実態などを考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。なお、3学年間を通じて1種類以上の和楽器を取り扱い、その表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること。

箏、三味線、尺八、篠笛、太鼓、雅楽で用いられる楽器などの和楽器については、平成10年告示の中学校学習指導要領で必修化して以降の成果と課題を基に、その指導を更に充実するため、引き続き、中学校第1学年から第3学年までの間に1種類以上の和楽器を扱い、表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫することを示すとともに、今回の改訂では、愛着をもつことができるよう工夫することを新たに示してい

る。

エ 歌唱及び器楽の指導における合わせて歌ったり演奏したりする表現形態では、他者と共に一つの音楽表現をつくる過程を大切にするとともに、生徒一人一人が、担当する声部の役割と全体の響きについて考え、主体的に創意工夫できるよう指導を工夫すること。

オ 読譜の指導に当たっては、小学校における学習を踏まえ、＃や♭の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、1＃、1♭程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせるようにすること。

カ 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導に当たっては、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮するとともに、適宜、口唱歌を用いること。今回の改訂では、適宜、口唱歌を用いることを新たに示している。指導に当たっては、口唱歌を用いる目的を明確にすることが大切である。

キ 各学年の「A表現」の(3)の創作の指導に当たっては、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫させること。

ク 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

(7) 鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに照らして適切なものを取り扱うこと。

(イ) 第1学年では言葉で説明したり、第2学年及び第3学年では批評したりする活動を取り入れ、曲や演奏に対する評価やその根拠を明らかにできるよう指導を工夫すること。







ケ 各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、指導のねらいに応じて、音色、リズム、速度、旋律、テクスチャ、強弱、形式、構成などから、適切に選択したり関連付けたりして指導すること。

コ 各学年の〔共通事項〕の(1)のイに示す「用語や記号など」については、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(9)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるよう取り扱うこと。

拍 拍子 間 序破急 フレーズ 音階 調 和音

動機 Andante Moderato Allegro rit. a tempo

accel. legato *pp* *ff* dim. D.C. D.S.

 (フェルマータ)  (テヌート)  (三連符)  (二分休符)  (全休符)  (十六分休符)

4 移行措置の内容

平成 30 年度から平成 32 年度までの第 1 学年から第 3 学年までの音楽の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第 2 章第 5 節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新中学校学習指導要領第 2 章第 5 節の規定によることができる。

5 移行期間中の留意事項

- (1) 実際に新中学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。
- (2) 第 2 学年及び第 3 学年の指導について、特に平成 32 年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成 33 年度の指導に当たっては、前年度における指導内容をふまえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。

6 特に配慮すべき事項

音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさを見出したりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図る、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めていくことが大切である。